

さいたま市告示第 1 3 1 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 9 条第 1 項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する者として指定を受けていた指定自立支援医療機関の開設者から、次のとおり同法第 6 5 条の規定による辞退の届出があったので告示する。

令和 7 年 8 月 7 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 辞退した医療機関

- ・ 別紙のとおり

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係
- (2) 電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 3 0 5

(別紙)

辞退した医療機関

指定医療機関名	住所	辞退年月日
リバティ薬局	さいたま市南区文蔵3-27-36	令和7年9月30日
訪問看護ステーション Neolay フケア	さいたま市浦和区前地3-13-8	令和7年7月31日